

教育課程編成委員会規程

②③ 教育課程
位置付け

(趣旨)

第1条 この規程は、鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「学園」という。）が、専門分野に関する企業、関係施設、業界団体等（以下「企業等」という。）との連携体制の確保・構築を通じて必要な情報の把握・分析を行ない、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するための教育課程を編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む）に活かすことを目的に組織される教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 授業科目の開設
- (2) 授業内容・方法の改善及び工夫
- (3) 実務に必要な知識・技術・技能
- (4) 業界における人材確保等の動向及び進路指導に関する助言
- (5) その他教育課程の編成に必要とされる事項

(構成) 第3条 委員会の委員は、学園長及び学園長が委嘱する教職員以外に、専門分野に関する企業等の役職員等から広く選任するものとし、少なくとも次に掲げる①～③のうち①または②から2名、③から2名を委員として学園長が選任して構成するものとする。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員

②専門分野に関する学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業等の役職員

- 2 委員数は、7名程度とする。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置くものとする。
- 4 委員長は学園長とし、副委員長は学園長が指名する。
- 5 委員会の会務は、委員長が総理するものとする。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。
- 7 委員長及び委員の任期は2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員の任期が満了となった場合において、委員及び学園の一方または双方からの特段の申出がない場合は、自動的に継続されるものとする。

(報酬)

第4条 前条第1項各号に該当する委員が委員会に出席した場合は、1回につき5,000円(手取金額)に加えて交通費を実費支給するものとする。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員長に事故のあるときまたは欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会の審議事項は、委員長が提案するものとする。

4 委員会は、一年度中に2回以上開催するものとする。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員総数の過半の出席をもって成立する。

2 委員会の議決は、出席した委員の過半をもって行う。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(公表)

第8条 委員会の審議事項に関する記録等は、学園長の指示により公表するものとする。

(改善措置)

第9条 学園長は、委員会における審議に基づき、教育課程等の改善を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第10条 委員会の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、令和1年10月1日から施行する。